

○静岡大学における教職課程の実習科目等の履修制限に関する規程
(令和8年3月26日規程第3号)

(目的)

第1条 本規程は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）その他関係法令の趣旨を踏まえ、本学における教職課程の実習科目等の履修に関し、法第2条第1項に定める「児童等」の安全及び人権を最優先として確保するため、履修制限、履修停止等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実習科目

教職課程における教育実習等、介護等体験、保育実習、学校支援活動、インターンシップ、ボランティアその他児童等と接する可能性のある授業科目等をいう。

(2) 犯罪事実確認

前号の授業科目の履修に際し、法第2条第7項に定める特定性犯罪に係る刑の言い渡しを受けた事実、又はこれに準ずる事実の有無を確認する手続きをいう。

(適用対象)

第3条 本規程において、「学生」とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 教職課程を履修する者

(2) 実習科目を履修し、又は履修しようとする者

(3) 本学が教職課程又は実習科目の一環として関与する学外活動に参加する者

2 本規程に基づく措置は、法令に基づく措置及び学生懲戒規程に基づく懲戒処分とは別に行うことができる。

(事前指導)

第4条 学生は、実習科目を履修するにあたり、本学が実施するガイダンス、説明会、その他の方法による安全管理及び服務に関する事前指導を受講しなければならない。

(遵守事項の確認及び同意)

第5条 学生は、本学が定める遵守事項を理解し、これを遵守する旨を確認するとともに、法に基づく犯罪事実確認の実施に必要な同意書及び誓約書を、本学が指定する期日までに提出しなければならない。

(未受講又は未提出の場合)

第6条 学生が、正当な理由なく第4条に規定する事前指導を受講しない場合、前条に規定する同意書又は誓約書を提出しない場合、又は特定性犯罪に該当し、若しくはこれに類する行為がある旨を申し出た場合には、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部、グローバル共創科学部、地域創造学環、大学院人文社会科学部研究科、大学院教育学研究科、大学院総合科学技術研究科、自然科学系教育部、山岳流域研究院の長（以下「学部長等」という。）は、当該学生について教職課程又は実習科目の履修を認めないことができる。

(受講の停止及び履修の取消)

第7条 学長は、実習科目を履修する学生について、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、児童等の安全確保のため、当該授業科目の受講の停止又は

履修の取消を命ずることができる。

- (1) 犯罪事実確認により特定性犯罪の刑の言い渡しを受けた事実が確認されたとき
 - (2) 本学の懲戒処分を受け、実習科目の履修が不適切と判断されたとき
 - (3) 学生の行為が児童等の安全を害するおそれがあると合理的に認められるとき
 - (4) 大学の信用又は実習先との信頼関係を著しく損なうおそれがあるとき
 - (5) その他学長が教育上又は安全管理上不適當と認めたとき
- 2 前項の措置は、履修開始前、履修期間中又は実習期間中を問わず行うことができる。
- 3 第1項の規定により履修の取消を決定する場合には、学長は、必要に応じて、当該学生に対し、弁明の機会を与えるものとする。

(仮停止措置)

第8条 学部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、学長の決定前であっても当該学生の活動を一時的に停止させ、静岡大学学生懲戒規程第14条を準用し、必要に応じて自宅謹慎を命ずることができる。

- (1) 特定性犯罪の刑の言い渡しを受けた事実が確認されたとき
 - (2) 児童対象性暴力等の行為の疑いがあるとき
 - (3) 実習先その他の関係機関から、安全上の理由による参加停止の要請があったとき
- 2 前項の措置は、修学環境及び児童等の安全を確保するための暫定的措置として取り扱う。

(懲戒手続との関係)

第9条 本規程に基づく履修制限、受講の停止又は履修の取消の措置は、学生懲戒規程に基づく懲戒を妨げるものではない。

- 2 第7条から前条までの措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、速やかに静岡大学学生懲戒規程等に基づく手続きに付するものとする。

(実習先への協力)

第10条 実習等の受入れに関し、学生は、実習先から法第33条第1項に定める犯罪事実確認書の申請のための特定性犯罪の刑の言い渡しを受けた事実確認を求められた場合にはその手続き（戸籍等の提出）に協力しなければならない。

(実習先からの通報等)

第11条 実習施設その他の関係機関から、児童対象性暴力等の行為、又は安全上の懸念等から参加停止の要請があった場合には、大学は第7条又は第8条に基づく措置を講ずるものとする。

(報告及び相談)

第12条 学生は、特定性犯罪の刑事事件として捜査の対象となった場合その他児童等との関係で問題となるおそれのある事情が生じた場合には、速やかに大学及び実習先に報告し、又は所定の窓口にご相談するよう努めるものとする。

(情報管理)

第13条 大学は、犯罪事実確認により取得した情報その他本規程の運用により知り得た個人情報について、関係法令及び本学の規程に従い、適切に管理しなければならない。

(周知)

第14条 大学は、本規程の内容について、入学志願者及び在学生に対し、大学ウェブサイトその他適切な方法により周知するものとする。

(補足)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教職センター運営委員会が別に定める。

附 則

附 則（令和8年3月26日規程第3号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。